日本国特許庁の アセアンに対する知的財産協力

南 宏輔 特許庁総務部国際協力課地域協力室長 特許庁総務部国際協力課長補佐(地域協力第一班長) 上田 真誠

抄録

経済統合を目指すアセアンは「アセアン知的財産権行動計画2011-2015」を策定するなど、知 財分野でも域内の取り組みを推進しています。JPOは、アセアン各国に対する二国間の支援に加 えて、2015年の経済統合を目標に掲げているアセアン全体に対する支援を強化しています。 本稿では、各国の歴史の概略を含めたアセアンにおける知的財産制度の現状と、JPOのアセ アンに対する取組を紹介します。

1. はじめに

東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations)、通称アセアン (ASEAN) は、2011年には域内 人口は6億人を超え、域内GDPは2.2兆米ドル、総貿易額 は2.4兆米ドルに達している巨大市場です。アセアンは 1967年のバンコク宣言により設立されましたが、当初の アセアン加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、 シンガポール、タイの5か国でした。その後、ブルネイ (1984年)、ベトナム (1995年)、ミャンマー (1997年)、 ラオス (1997年)、カンボジア (1999年) が参加し、現在 は10か国となっています。

2013年は日アセアン交流40周年となる節目の年です。

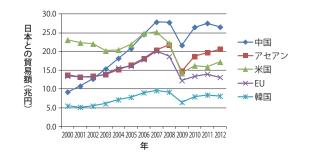
我が国とアセアンは地理的に近く、政治的・経済的・文化 的に深い関係を築いてきました。2012年には我が国の貿 易額の15.3%がアセアン向けのものとなっており、アセア ンにとっても我が国は中国に次ぐ第二の貿易相手国となっ ています。さらにアセアンは経済成長も著しく、2017年 までの間に年平均6%の経済成長が予想されているうえ、 2020年までには中間所得者層以上の人口がアセアン6(イ ンドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タ イ、ベトナム)で4億人を超えると推計されています。中 間所得者層の増加により、今後高付加価値のサービス/商 品の需要が伸びるとともに、ビジネスにおける知的財産の 重要性がますます高くなると予想されています。

他方、アセアンは一部の国を除き知的財産保護の環境整



図1 アセアンの地理





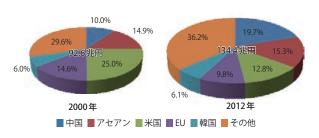
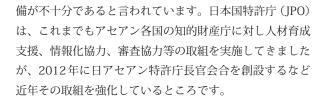


図2 日本と各国・地域との貿易額(輸出+輸入)〈上〉 ならびに各国・地域別シェア〈下〉 (出典:財務省貿易統計)



本稿では、アセアンにおける知的財産制度の現状とJPO のアセアンに対する取組を中心に紹介しますが、アセアン 各国は現地民族による発展、中国との交易、欧州による植 民地支配、日本による占領、その後の独立と複雑な過程を たどっているのがその特徴です。アセアンに対してどのよ うに取り組んでいくかを考える際にこの歴史を理解し、知 的財産制度がその中でどのように発展してきたのかを考え ることは重要です。そこで、本稿では、アセアンの現状を 紹介した後、アセアン各国の歴史の概略と、知的財産制度 の概略をあわせて紹介します。アセアン各国の歴史や知的 財産制度の概略は十分な情報があるとは言えませんが、複 数の文献や信頼できるウェブサイトから情報を得るなどし て正確な情報を伝えるように努めています。

本稿で述べられている意見については筆者自身によるも のであり、特許庁を代表するものではないことを予めお断 りしておきます。

2. アセアンの概況

2.1 アセアンの概況

アセアン各国は、ミャンマーの一部を除くほぼ全地域が 北緯20度から南緯12度の範囲内にあり、それらの大部分

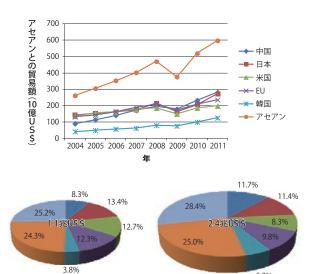


図3 アセアンと各国・地域との貿易額(輸出+輸入)〈上〉 ならびに各国・地域別シェア〈下〉 (出典: ASEAN Statistical Yearbook 2012)

■中国 ■日本 ■米国 ■EU ■韓国 ■アセアン ■その他

2011年

2004年

が熱帯性気候です。アセアンは東南アジアの国々からなる 「連合」ですが、最も大きな特徴はその多様性です。図4 を見ると、一人あたりGDPは、50,000ドルを超えるシン ガポールから800ドル程度のミャンマーまで様々に存在 します。また、民族・言語が多様であるのみならず、宗教 も仏教、イスラム教、キリスト教の国が存在しています。 この多様性は、同じ連合としてよく比較される欧州連合 (EU) とは大きく異なっています。

高い経済成長率を維持しており、多くの国の労働賃金も 安いという点に加えて、2015年の経済統合を目指してい る点においてもアセアンは我が国企業等の注目を集めてい ます。アセアンの経済統合は、アセアンでの知的財産制度 とも密接な関係があります。そこでまずは、アセアンの経 済統合に向けた取組の概要を紹介するとともに、アセアン 全体の知財に関する取組の概要を紹介します。

2.2 アセアンの経済統合に向けた取組

アセアンが経済統合に向けた取組を本格的に開始したの は1990年代後半からです。1997年に開催された第2回 アセアン非公式首脳会議で採択された「アセアンビジョン 2020 | では、「東南アジア諸国の協調 (A Concert of Southeast Asian Nations)」をキーワードに、地域の平和的 発展を目指す2020年までの中期ビジョンが示されまし た。続いて翌年、第6回アセアン公式首脳会議において採 択された「ハノイ行動計画」では、「アセアンビジョン 2020 | 実現のための最初の行動計画 (1999-2004年の6 か年計画)が採択されました。この行動計画では、10の

図4 アセアン各国の概況 (出典:外務省ウェブサイト、IMF、財務省貿易統計)

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
面積 (万平方km)	0.57	18.1	189	24	33	68	29.9	0.07	51.4	32.9
人口 (百万人)	0.4 (2012年)	14.7 (2013年)	238 (2010年)	6.5 (2012年)	29.3 (2012年)	63.7 (2012年)	94.0 (2010年)	5.4 (2013年)	65.9 (2010年)	89.7 (2012年)
首都	バンダルス リブガワン	プノンペン	ジャカルタ	ビエン チャン	クアラルン プール	ネーピー ドー	マニラ	シンガ ポール	バンコク	ハノイ
主な民族	マレー系	カンボジア人 (クメール人)	マレー系	ラオ族	マレー系	ビルマ族	マレー系	中華系	タイ族	キン族
主な言語	マレー語、 英語	カンボジア語 (クメール語)	インドネシ ア語	ラオス語	マレー語、 中国語、 タミール語、 英語	ミャンマー語 (ビルマ語)	フィリピン 語、英語	マレー語、 英語、 中国語、 タミール語	タイ語	ベトナム語
主な宗教	イスラム教	仏教	イスラム教	仏教	イスラム教	仏教	キリスト教	仏教	仏教	仏教
一人あたりGDP (ドル) (2012)	41,703	933	3,563	1,349	9,890	834	2,612	52,051	5,382	1,523
日本からの輸出 (十億円) (2012)	15	19	1619	11	1413	100	946	1859	3489	857
日本への輸入 (十億円)(2012)	478	32	2576	10	2621	53	745	700	1886	1203

大項目が立てられており、マクロ経済・金融協力の強化、 大経済統合の増進、科学技術発展の推進とITインフラの 発展などが掲げられました。

さらに、2003年の第9回アセアン首脳会議では、先の 「アセアンビジョン2020」の最終目標という位置付けで、 安全保障、経済及び社会・文化の3つの柱からなるアセア ン共同体を2020年までに設立することに合意し、翌年の 第10回アセアン首脳会議では、「ハノイ行動計画」に続く 2004-2010年までの「ビエンチャン行動計画」が策定さ れました。2007年1月の第12回アセアン首脳会議では、 2020年を目標としていたアセアン共同体創設を2015年 に前倒しすることを定めた「セブ宣言」が署名されました。

アセアン経済共同体 (AEC) は、上述のようにアセアン共 同体の一つの柱です。2007年11月の第13回アセアン首 脳会議では、アセアンの法的地位を定める「アセアン憲章」 が署名されるとともに、アセアン共同体の一つの柱である AECの工程表を定めたAECブループリントが採択されまし た。2012年にはAECブループリントの実現に係る中間レ ビューが東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)によ りなされており、このブループリントに沿ってアセアンで は現在も経済統合に向けた取組が進んでいます。

2.3 アセアンの知的財産に関する取組

続いてアセアンの知的財産に関する取組を紹介します。 アセアンにおける知的財産の枠組みは、1995年の第5回 アセアン公式首脳会議で署名された「知的財産協力に関す る枠組協定」に始まります。この枠組協定は、地域の、そ してグローバルな貿易自由化の推進に貢献するために、ア セアン加盟国間の知的財産協力を推進するものです。この 協定では、知的財産行政 (IP Administration) の強化、知 的財産の保護・執行強化とともに、地域的及び国際的な特 許/商標保護のためのアセアン特許/商標庁を含むアセア ン特許/商標制度の設立の可能性を探るために協力を行っ ていくことが明示されました。

その翌年には、アセアン加盟国の知的財産担当部局の長 により構成される「アセアン知的財産協力作業部会 (AWGIPC; ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation)」が設立され、その後はAWGIPCが 中心となってアセアン域内の知的財産協力を推し進めてい くことになります。

「ハノイ行動計画」では、大経済統合の推進のなかで「知 的財産協力の強化」として、TRIPS協定実施のための技術 協力の拡大、アセアン加盟国間での政策対話や情報交換の 促進のほか、アセアン地域特許・商標出願制度の2000年 までの実施や地域登録制度・地域特許庁の設立などが盛り 込まれました。続く「ビエンチャン行動計画」では、AEC の目的である自由な商品流通を実現するための一項目とし て知的財産が掲げられ、創造性とイノベーションの進展、 知的財産の調和・創造・商業化・保護、エンフォースメン ト・啓発の進展、科学技術研究の域内での協力が明記され ました。また、このビエンチャン行動計画を受けて「アセ アン知的財産権行動計画2004-2010」が策定されまし た。この行動計画では、アセアンでの知的財産資産創造の 深化、知的財産権の登録及び保護の簡素化・調和のための 枠組みの進展、知的財産の啓発推進、アセアン各国知的財 産庁による業務協力の強化を4本の柱として29の目標が 掲げられています。この目標の中にはアセアン商標制度、 アセアン意匠制度に関するものが含まれていますが、アセ アン商標制度はマドプロのような国際制度と比較を行い、 アセアン意匠制度は実現可能性を検討するというように広 域制度からやや後退した表現となっており、アセアン特許



アセアン知的財産協力枠組協定 1995年 ○アセアン特許/商標庁、アセアン特許/商標制度の設立の可能性を探究 アセアン知的財産協力作業部会(AWGIPC)設立 1996年 ハノイ行動計画(1999-2004) 1998年 ○アセアン特許/商標出願制度を2000年までに施行 ○広域特許/商標登録制度または広域特許/商標庁を設立 2004年 | ビエンチャン行動計画(アセアン知的財産行動計画(2004-2010)) ○広域特許制度の目標が消え、PCT加入の影響について検討 ○広域商標制度の適切性を、国際的制度(マドプロ)加入と比較検討 ○広域意匠制度の実現可能性を検討 AEC(アセアン経済共同体) ブループリント 2007年 ○アセアン知的財産行動計画の完全実施 ○可能な限り、マドプロへの加入 ○意匠は広域制度について言及されるも「出願」に限定 アセアン特許審査協力(ASPEC)プログラム 2009年 ○出願人の申請に基づき、アセアン知的財産庁間で、特許審査結果を共有 アセアン知的財産権行動計画 2011-2015 2011年

図5 アセアンの知財に対する取組の進展

制度は、目標から削除されています。

さらには2011年8月、この行動計画及びAECブループ リントを受けた「アセアン知的財産権行動計画2011-2015」が策定されました。最新の行動計画ではPCT、マ ドプロ、ハーグ協定といった条約への加盟やアセアン特許 審査協力プログラム (ASPEC) といった、緩やかな連携に 力を入れるようになっており、当初目指していた地域の統 一的な特許・意匠・商標の登録制度実現は影をひそめてい ます。

このように現在アセアンは、広域知的財産制度の実現で はなく、知的財産関連条約への加盟による国際手続制度へ の参加による制度調和を目指しています。アセアンが広域 知的財産保護・登録制度に消極的な原因としては、アセア ン各国の発展段階の差の大きさや、言語の違いなど統一的 な制度の導入を難しくする要因があることのほか、資金面 でも問題があったと考えられます。

2.4 アセアン知的財産権行動計画2011―2015

アセアン知的財産権行動計画 2011 - 2015 は、2011年 8月、インドネシア・マナドにおいて開催されたアセアン 経済大臣会合にて採択されました。この計画は、28の施 策 (Initiative) と、その達成目標 (Deriverables) を、5つ の観点で戦略目標 (Strategic Goals) に分類し設定してい ます。具体的には、1) アセアン各国の経済や知的財産庁 のレベルの違いに配慮しながらバランスの取れた知的財産 システムを構築すること、2) 国際知的財産保護システム への参画に対応して法的インフラを発展させること、3) 知的財産をイノベーションと開発のツールとして確立する こと、4) ダイアログパートナーや各種機関との緊密な関 係を構築すること、5)アセアン各国の知的財産庁の人的・ 組織的な能力を向上させることを戦略目標として掲げてい ます。各戦略目標に対応する施策は以下のとおりです。

戦略目標1:各国の経済や知的財産庁のレベルの違いに 配慮しつつ、制度ユーザや知的財産クリエイターの ニーズを踏まえ、迅速・的確・利用可能性の高い知的財 産サービスを提供するべく、バランスの取れた知的財 産システムを構築する。

- 1.2015年までに、平均6ヶ月で商標登録可能にする (異議がない場合)
- 2. ASEAN特許審査協力 (ASPEC) の実施
- 3. 民族商品及びサービスの地域分類の策定
- 4. 特許実務家・弁護士の能力向上
- 5. 意匠・商標実務家・弁護士の能力向上
- 6. 知的財産エンフォースメント地域行動計画の策定 及び履行
- 7. 視覚障害者・身体障害者に関する著作権の例外・制 限
- 8. 2015年までに、著作権制度の効果的な活用
- 9.2015年までに、ASEAN加盟国内に(著作権)集中 管理団体の確立
- 10. クリエイティブ・アセアン
- 11. 地理的表示 (GIs) の保護
- 12. 伝統的知識 (TK) · 遺伝資源 (GR) · 伝統的文化表現 (TCE) の保護

13. 植物新品種の保護

戦略目標2:知的財産保護へ増大する要請や、適切な時 期でのASEAN加盟国の国際知的財産保護制度への参加 に対応するべく、各国・ASEAN地域として、法的・政 策インフラを発展させる。

- 14.2015年までに、ASEAN加盟国が国際商標登録制度 に関するマドリッドプロトコルへ参加
- 15. 2015年までに、少なくとも7のASEAN加盟国が国 際意匠制度に関するヘーグ協定へ参加
- 16. 2015年までに、特許協力条約 (PCT) へ参加

戦略目標3:古来の産品の保護やASEAN地域における 創造活動に配慮しつつ、知的財産の創造・意識向上・活 用を体系的に促進することにより、知的財産のイノ ベーションと開発のツールとして確立し、また、知識 へのアクセスを促進する技術移転を支援する。

- 17. 研究開発における世界中の科学・技術情報へのアク セス向上を目的とした、域内特許ライブラリのネッ トワークを学校や大学に構築
- 18. あらゆるレベルでの意識向上を目的とした、域内 知的財産キャンペーンの推進
- 19. 技術移転・商業化の域内での意識向上
- 20. 知的財産の創造・活用を目的とした、域内中小企業 の能力向上
- 21. ASEAN IPポータルの構築

戦略目標4: ASEAN 加盟国の能力向上と、ASEAN 地域 のステークホルダのニーズに対応するべく、国際的な IPコミュニティへASEAN地域として活発に参加すると ともに、ダイアログパートナーや各種機関とのより緊 密な関係を構築する。

- 22. WIPOとの域内レベルの構造的協力の実施
- 23. ダイアログパートナーとの協力強化
- 24. 国際フォーラムへの積極的参加、域内の民間ステー クホルダとの連携強化
- 25. 交渉力の強化

戦略目標5:ASEAN地域の各知的財産庁の人的・組織 的な能力向上のため、ASEAN加盟国内での協力強化と 連携レベルの向上を図る。

- 26. 特許審査官の能力向上
- 27. 意匠・商標審査官の能力向上
- 28. 域内各知的財産庁のインフラ近代化

また、具体的な達成目標としては、例えば施策2の ASPECについては、出願人の少なくとも5%に利用しても らうこと、施策23では、WIPO・日本・米国・欧州(EC及 びEPO)・中国・豪州・ニュージーランドといったダイアロ グパートナーとの関係を強化すること、施策26及び27の 審査官の能力向上では、域内及びダイアログパートナーと の審査官交流プログラムを実行していくこと、施策28の 域内各知的財産庁のインフラ近代化では、データベースの 整理・正確性の向上、特許・商標文書のデジタル化、 ASPECの運用を強化するためのITプラットフォームの実 装を行うこと等が掲げられています。

2.5 ASPEC プログラム

アセアン加盟国では、域内での特許審査の迅速化のた め、アセアン特許審査協力(ASPEC: ASEAN Patent Examination Cooperation) プログラムを2009年6月より 開始しています。これは、特許制度の存在しないミャン マーを除くアセアン9か国による域内の特許審査ワーク シェアリングプログラムで、出願人が、アセアン域内の複 数の特許庁(知的財産庁)に対し同一の特許出願を行った 場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他 の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とす るものです。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮 といった効果が期待されています。

2013年8月に公開された新ガイドラインでは、ASPEC の申請があった特許出願は、その申請から特許付与まで優 先して審査されることとなっており、ASPEC申請人にとっ てより利便性が高いものとなっています。

3. アセアンの現状

アセアンの多くの国は欧米の植民地支配の影響が大き く、知的財産制度も欧米の影響を受けている部分がありま す。アセアン各国の歴史や知的財産制度の概略をアルファ ベット順に紹介し、その影響を見ていくことにします。

3.1 アセアン各国の現状

3.1.1 ブルネイ

(1) 概況

ブルネイは東南アジアで最も大きいボルネオ島(インド ネシア語でカリマンタン島) 北部に位置し、その周りをマ レーシアに取り囲まれています。その人口は約40万人(ア セアンで10番目)、国土の面積は三重県とほぼ同じ大きさ ですが、石油・天然ガスといった天然資源に恵まれており、 一人当たりのGDPは4万ドルを超え先進国と位置付けら れています。民族はマレー系が大半を占めており、国教は



図6 アセアン各国の知的財産制度概況

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1. 条約加盟状況										
WIPO	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TRIPS (** 1)	0	Δ	0	Δ	0	Δ	0	0	0	0
パリ条約	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0
PCT	0	×	0	0	0	×	0	0	0	0
ハーグ・アクト	0	×	×	×	×	×	×	0	×	×
マドリッド・プロトコル	×	×	×	×	×	×	0	0	×	0
商標法条約	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×
シンガポール条約	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×
2. 知的財産庁										
所管	ブルネイ 知的財産庁 (BrulPO) ^(*2)	産業財産部 (DIP)(特許) 知的財産部 (IPD)(商標)	インドネシア 知的財産権 総局 (DGIPR)	知的財産部 (DIP)	マレーシア 知的財産公 社 (MyIPO)	知的財産課 (IP Section)	フィリピン 知的財産庁 (IPOPHL)	シンガポール 知的財産局 (IPOS)	タイ知的 財産局 (DIP)	ベトナム 国家知的 財産庁 (NOIP)
上級官庁	経済開発委員会	鉱工業エネル ギー省 (特許) 商業省 (商標)	法務人権省	科学技術省	国内取引• 消費者行政省	科学技術省	貿易工業省	法務省	商務省	科学技術省
職員数	27	IPD: 78 DIP: 20	555	23	432	_	257	203	399	309
3. 出願件数 (2012年)										
特許	31	_	6762	-	7027	_	2994	9685	6752	3959
実用新案	_	_	270	-	(特許に含まれる)	_	715	_	1486	298
意匠	16	47	4612	_	2082	_	1225	1561	3482	1946
商標	1126	5140	62455	2565	31876	_	20030	20150	44872	29578

出典: 1. はWIPOホームページ、2. 及び3. は2013年4月時点でのアセアン各国からの報告による

- ※1カンボジア、ラオス、ミャンマーは、後発開発途上国であり、2021年7月までTRIPS協定の履行義務を負わない
- ※2ブルネイは2013年6月に新組織に移行。職員数は2013年4月時点のもの。
- ※3表中の「一」は、制度が存在しないか、統計が存在しない。

イスラム教と定められています。

ブルネイの初期の歴史についてはあまり分かっていませ んが、マゼランが16世紀にブルネイ湾に入港した際には、 東南アジアと中国の貿易ネットワークに組み込まれたイス ラム貿易都市であったとされています。16-17世紀に は、フィリピン南部やサバ州、サラワク州(現マレーシア) まで領地を広げブルネイの全盛期を迎えました。その後、 スルタン (イスラム王朝の君主) の支配力が低下し衰退が 続くなか、1888年には英国と保護協定を結ぶことを選択 し、1906年には内政を含め英国の保護領となりました。 第二次世界大戦後の1959年に内政の自治を回復し、現在 のブルネイ・ダルサラーム国に至っています。

(2) 知的財産

WIPO条約には1994年に加入し、続いて1995年には WTOに加入しています。特許は、英国、シンガポール、 マレーシアにおいて登録された特許権をもとに登録を行う 制度となっています。近年、アセアン知的財産権行動計画 2011-2015に従い知的財産制度の改善を進めており、 2012年にはPCTに、2013年にはハーグ協定に加盟して います。また、知的財産権は従前法務長官府の所管でした が、順次経済開発委員会に移行されています。2013年6 月には商標が移管され、ブルネイ経済開発委員会のもとに 特許・意匠・商標を統一して扱うブルネイ知的財産庁 (BruIPO)を設置しています。

3.1.2 カンボジア

(1) 概況

世界遺産のアンコールワットがあることでも有名なカン ボジアは、その国土の東はベトナム、西はタイ、北はラオ スに囲まれており、現在は人口約1,500万人(アセアンで 7番目)、一人あたりGDP約930ドル(同9番目)となって います。 首都はプノンペンで、 民族はカンボジア人(クメー ル人)が中心です。言語はカンボジア語(クメール語)で、 国民の大半が仏教を信仰しています。

カンボジア (クメール朝) は、9~13世紀にわたって現 在のアンコール遺跡地方を拠点にインドシナ半島の大部分 を支配していました。タイ・ベトナムとの紛争で衰退した 後、1884年には、フランス保護領カンボジア王国が成立 しました。第二次世界大戦後の1953年に独立を果たした ものの、その後のクーデターや内戦で混迷が続きました。 内戦が終結したのは1991年で、国連カンボジア暫定統治 機構による管理を経て、1993年にカンボジア王国が設立 されました。

(2) 知的財産

2002年2月に標章・商号及び不正競争に関する法律が 発効され、2003年1月には特許・実用新案・意匠に関する 法律が発効されました。2004年にWTOに加盟しました が、後発開発途上国とされており現在のところTRIPS協定 を履行する義務を負っていません。商標・意匠については 登録が行われていますが、特許についてはいまだ登録がな されていないという課題があります。現在、商標は商務省 知的財産局が、特許・意匠は産業・鉱業・エネルギー省知 的財産局が所管しています。

3.1.3 インドネシア

(1) 概況

インドネシアは大小1万以上の島からなる国で面積は日 本の約5倍となっています。また人口2.4億人は中国、イ ンド、米国に続く世界第4位(2011年)で、その約8割が イスラム教徒という世界最大のイスラム教国でもありま す。もともとインドネシアは仏教・ヒンドゥー教の国で、 13世紀にはジャワにヒンドゥー教のマジャパイト王国が 存在していました。その後イスラム商人を通じてイスラム 文化・イスラム教が浸透することになります。17世紀か ら18世紀末にかけてはオランダ東インド会社による統治 となり、その後オランダはインドネシアを直接統治下に置 くことになりました。第二次世界大戦中は日本の占領下に あり、終戦後はオランダが統治を再開しましたが、1949 年12月のハーグ円卓会議で、オランダからの独立を勝ち 取り、インドネシア共和国が成立しました。

(2) 知的財産

オランダ植民地時代に知的財産に関するルールは存在し たものの、独立後は1961年に商標法(2001年に最新法改 正)が、1989年に特許法(2001年に最新法改正)が、 2000年に意匠法が制定されています。インドネシア知的 財産権総局 (DGIPR) は、1998年に法務人権省のもとに設 立されました。2010年には、DGIPR内に捜査局が設置さ れ、DGIPRが知的財産権侵害の捜査を行えるようになって います。

3.1.4 ラオス

(1) 概況

ラオスは中国、カンボジア、ミャンマー、タイ、ベトナ ムに囲まれアセアン10か国の中で唯一海に面していない 国です。人口約650万、面積24万平方キロ、一人当たり GDP1.350ドルはいずれもアセアンで8番目となっていま す。ラオスの起源は1353年に統一されたラオ族によるラ ンサーン王国です。ランサーン王国は、首都をルアンプラ バンに置きました。18世紀には、タイ、ミャンマー、ベ トナムの影響下に置かれることとなります。19世紀末に はフランスが進出を開始し、1899年フランスのインドシ ナ連邦に編入されることとなり、首都がビエンチャンに置 かれました。第二次世界大戦中に日本に促される形で独立 を宣言したものの、その後すぐにフランスが再び影響力を 強めました。1949年、フランス連合の枠内でラオス王国 として独立を果たし、1953年には、フランス・ラオス条 約により完全独立を達成しました。その後、共産主義(パ テート・ラオ)と反共主義、中立派との内戦が繰返され、 ベトナム戦争(第二次インドシナ戦争)の拡大もあり混迷 を極めましたが、1973年2月「ラオスにおける平和の回 復及び民族和解に関する協定 | が成立しました。サイゴン 陥落とそれに伴う南ベトナム政府の崩壊によるベトナム戦 争終了後の1975年12月、ラオス人民民主共和国が成立 しています。

(2) 知的財産

WIPO条約には1995年、パリ条約には1998年、PCT には2006年にそれぞれ加盟しています。ラオス人民民主 共和国成立後、1995年のWIPO条約加盟時に商標登録に 関する首相令が、2002年には特許・小特許・意匠に関す る首相令が導入されました。商標については2002年に、 特許等については2003年に施行規則が制定されていま す。現在の知的財産法は2008年に制定・施行されました。 知的財産を取り扱う知的財産・標準・計量局 (DISM) は科 学技術省の下に1990年に設立され、産業財産権は知的財 産部 (DIP) で取り扱われています。

3.1.5 マレーシア

(1) 概況

マレーシアの人口は約3,000万人で、マレー系の民族が 多数を占め、イスラム教を連邦の宗教としています。この 地域には15世紀はじめにマラッカ王国が成立しました。し かしながら、16世紀~17世紀にはポルトガル、オランダ 東インド会社がマラッカを支配することとなります。1824 年には、マレー半島及びボルネオ島西北部が英国の勢力範 囲下となり、英国の支配下に置かれることになりました。

第二次世界大戦中の日本による占領後、1948年にはふ たたび英国領マラヤ連邦として英国が支配しましたが、 1957年には英国からの独立を果たしました。1963年に はシンガポール、サバ州、サラワク州を加えたマレーシア 連邦が成立しました。1965年にはシンガポールが分離独 立し、現在のマレーシアに至っています。

(2) 知的財産

マレーシアは英国領であった経緯からコモンローを採用 しています。知的財産制度も英国の影響を強く受けてお り、1980年代に特許法、商標法等の知的財産法が制定・ 施行されました。WIPO条約及びパリ条約には1989年に、



WTOには1995年に、PCTには2006年にそれぞれ加盟し ています。特許等の登録を取り扱うマレーシア知的財産公 社 (MyIPO) は、国内貿易・消費者省のもとで財政的に独 立した団体として運営されています。

3.1.6 ミャンマー

(1) 概況

ミャンマーは政治の混乱等の影響もあり、アセアンの中 で最も一人当たりGDPが少ない国ですが(約800ドル)、 ここ数年のうちに民主化が急速に進展しています。また、 広大な国土(日本の約1.8倍)、天然ガスや石油等の豊かな 資源、人口の多さ(世界銀行、IMF等機関により数値にば らつきがありますが4,500万人から6,000万人程度)、勤 勉な国民性等の点で、「アジア最後のフロンティア」として 日本のみならず世界中の関心を集めています。

ミャンマーの起こりは1044年に誕生したビルマ族によ る統一王朝であるパガン朝と言われています。13世紀末 にモンゴルの侵攻によりパガン朝は滅んでしまいました が、モン族によるペグー王朝(1287年-1539年)、ビル マ族によるタウングー王朝、モン族による再興ペグー王朝 を経てコンバウン王朝 (1752―1886) が再度ビルマを統 一しました。コンバウン王朝はタイのアユタヤー王朝を支 配するなど18世紀末には東南アジアで最も強国でしたが、 19世紀に入ると英国が東南アジアに影響力を及ぼすよう になり、英緬戦争を経て1886年には英領インドに編入さ れることとなりました。日本による占領後の1948年には 英国から独立してビルマ連邦を形成しました。その後一時 期は民主主義をとっていたものの、ベトナム戦争勃発後の 1962年には社会主義国を掲げた軍事クーデターが起こり ました。1989年に軍事政権は国名をミャンマー連邦に変 更しています。

(2) 知的財産

ミャンマーの知的財産法は英領インドの頃に存在してい たと言われていますが、第二次世界大戦およびその後の混 乱により、現在は機能している知的財産法が存在しない状 態です。他方、WTOには1995年から加盟しており、 TRIPS協定に沿った知的財産法を制定する必要がありま す。またWIPO条約には2001年に加盟していますが、パ リ条約、PCT、マドプロといった条約には未加盟です。

知的財産法が機能していないことから、知的財産権の登 録制度も存在せず、登録を行う知的財産庁も存在しませ ん。その代わり商標については、使用するマークを農業灌 測省に登記し、登記されたマークであることを新聞に掲載 することで権利を宣言することが行われています。

ミャンマーの知的財産制度は、科学技術省 (MOST) が 中心となって法案の起草から知的財産庁の設立までを検討 しているところです。

3.1.7 フィリピン

(1) 概況

フィリピンは日本の約8割の国土で7,000以上の島を有 しています。人口は約9,400万人でアセアンでは2番目の 規模です。また、フィリピンはアセアン唯一のキリスト教 国で、その大半がカトリック教徒です。1521年にマゼラ ンが上陸するより前のフィリピンの歴史はほとんど知られ ていませんが、スマトラ島を拠点にしていたイスラム商人 が少しずつ北上しフィリピンをその支配下に置いていたも のと推測されています。16世紀半ばまではマニラを含め たフィリピンの多くがイスラムの影響下にありました。

1571年にはスペインの支配下に置かれることになりま す。1898年の米西戦争をきっかけに翌年フィリピンは一 時的に独立を果たしますが、1901年には米国の植民地と なります。日本占領後の1946年にフィリピン共和国とし て独立を成し遂げ現在に至っています。

(2) 知的財産

スペイン及び米国の植民地下で知的財産制度は存在して いましたが、その内容はスペイン・米国の知的財産法をそ のままフィリピンで適用するというものでした。1947年 には独立した特許法が制定されるとともに、フィリピン特 許庁 (Philippines Patent Office) が創設されました。パリ 条約には1965年に、WIPO条約には1980年に、PCTに は2001年に、マドプロには2012年に加盟しており、ア セアンの中では知的財産制度が早い時期から整っていた国 であるといえます。

現在のフィリピン知的財産庁 (IPOPHL) は、1987年に 再編された特許、商標、技術移転局 (BPTT) を受け継ぐ形 で1998年に創設されました。

3.1.8 シンガポール

(1) 概況

シンガポールは移民社会であり、その歴史はマレーシア と密接な関係があります。1819年に当時その地を支配して いたジョホール王国から許可を得て、英国東インド会社の トーマス・ラッフルズが上陸を果たしたのがその始まりで す。当時の人口は1000人未満であったと言われています。

1826年、英国はマラッカ、ペナン(マレーシア)とと もにシンガポールを植民地化しました。1842年に英国が 香港を獲得した後は、多くの中国人が労働者としてシンガ ポールに移住するようになりました。その後シンガポール は港湾都市として発展を遂げ、第二次世界大戦中の日本に よる占領後英国の支配下に置かれることになりますが、 1959年には英国より自治権を獲得し、シンガポール自治 州となりました。1963年にはマレーシア成立に伴い、そ の一州として参加しますが、マレー人優遇政策を進めるマ レーシアと折りが合わず1965年マレーシアより分離、シ

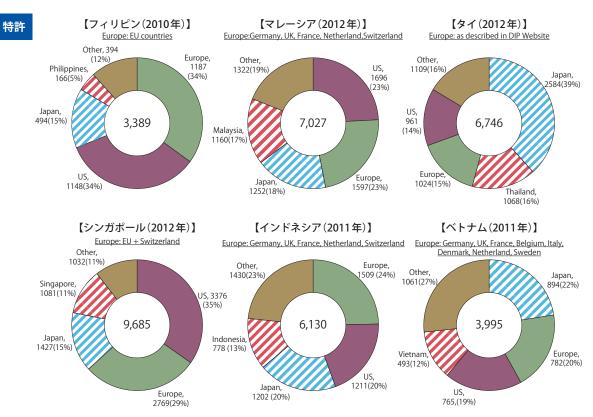


図7 アセアン各国の特許出願(出典:各国知的財産庁ウェブサイト)

ンガポール共和国として独立し現在に至っています。

(2) 知的財産

シンガポールは、英国の植民地時代である1937年に英 国特許の再登録制度を採用したことが知的財産制度の始ま りで、その後1939年の商標規則制定に伴い商標特許登録 局が設立されました。

1995年には新特許法が、1998年には新商標法が、 2000年には新意匠法が施行されています。また、WIPO 条約、WTO、パリ条約をはじめとして主要な知的財産関 連条約にはほとんど加盟しています。シンガポール知的財 産庁 (IPOS) は2001年以降法務省の下に存在しています。

シンガポールは、近年特許制度の改善に力を入れていま す。かつては他国にサーチ・審査を委託するとともに、拒 絶理由が存在しても特許登録可能な自己評価制度 (selfassessment system) を採用していました。数年前に法改 正を行い、ポジティブグラントシステムと呼ばれる、拒絶 理由が存在しないものしか登録されない制度(日本を含む 先進国と同様の制度) に移行するとともに2012年からは 特許審査官を採用し、IPOS自ら審査を行うことを試みよ うとしています。また、2013年3月には、シンガポール 法務省により設立された知的財産運営委員会が「知的財産 ハブ基本計画 (IP Hub Master Plan)」を公表しました。こ の基本計画ではシンガポールが(1)知的財産取引・管理の ハブ、(2)質の高い知的財産出願のハブ、(3)知的財産紛争

解決のハブを通じてアジアでのグローバルな知的財産ハブ となることが戦略目標として描かれています。

3.1.9 タイ

(1) 概況

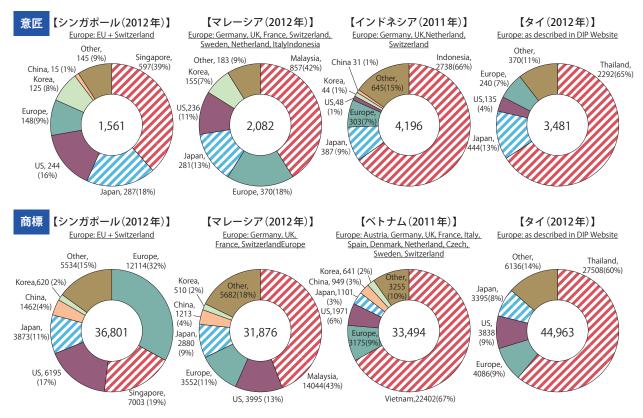
タイの人口は約6,400万人でアセアンの中ではインドネ シア、フィリピン、ベトナムに次ぐ多さです。また一人当 たりGDPは約5,000ドルでシンガポール、ブルネイ、マ レーシアに次ぐ規模となっています。タイはアセアンの中 でも日本との貿易額が最も多く、日本との関わり合いが深 いものとなっています。

現在のタイ王国の礎は1279年に誕生したスコータイ王 朝と言われています。その後、アユタヤー王朝、トンブ リー王朝を経て、1782年にはチャックリー王朝が起こり 首都をバンコクに移しました。タイ王国は、19世紀以降 の欧米や日本の進出にもかかわらず、巧みな外交でそれら の支配下に置かれることなく独立を保った国です。

(2) 知的財産

タイにおける知的財産の基礎は、1914年の商標・商号 法の制定に始まります。その後1936年には商標法が、 1979年には特許法が制定されています。WIPO条約には 1989年に、WTOには1995年に加盟したものの、パリ条 約への加盟は2008年、PCTへの加盟は2009年といった ように経済の発展度合いに比べると知的財産制度整備には





アセアン各国の意匠・商標出願(出典:各国知的財産庁ウェブサイト) 図8

遅れがみられます。

1963年に商業登録局の一部門として特許法を取り扱う 部門が設立されました。現在の商務省の下の知的財産局 (DIP) は1992年に創設されています。

3.1.10 ベトナム

(1) 概況

ベトナムは一人当たり GDPが約1,500 ドルとアセアン では7番目の大きさであるものの、約9,000万人の人口を 有し、経済成長に伴う今後の市場拡大が期待されていま す。ベトナムの歴史は中国と密接な関係があります。ベト ナム人は939年に中国から独立を果たし、1009年には李 氏大越国が成立し、首都をハノイに定めました。その後モ ンゴルの侵攻を受け、一時的に明に支配されるものの、イ ンドシナの南部にその領土を拡大していきました。1884 年にはフランス統治下に置かれることとなりました。第二 次世界大戦後、再度植民地化を図ろうとしたフランスとの 間で1946年に第一次インドシナ戦争が起こり、1954年 にベトナムは勝利を収めました。しかしながらベトナムの 共産化を防ぎたい米国が介入を続け、ベトナム民主共和国 (北ベトナム)とベトナム共和国(南ベトナム)とが分断す る形でベトナム戦争(第二次インドシナ戦争)が勃発しま した。1975年にサイゴンが陥落してベトナム戦争は終結 し、同年ベトナムは統一され、現在のベトナム社会主義共 和国に至っています。

(2) 知的財産

1981年に制定された「技術改良、生産合理化及び発明 のための革新に関する規則」が、ベトナムでの最初の知的 財産に関する規則です。その後商標や意匠に関する規則が 制定されました。これらは規則レベルのものでしたが、 1995年には民法の中で産業財産に関する章が制定され、 現在のベトナム知的財産制度の基礎となりました。2005 年には、特許・意匠・商標・著作権ほか多数の知的財産権 を扱う独立したベトナム知的財産法が制定されています。

現在のベトナム国家知的財産庁(NOIP)の前身は、 1982年に科学技術委員会の組織に係る布告により設立さ れた国家発明室です。NOIPは現在科学技術省の下に存在 しています。

3.2 アセアンの課題

アセアンは、10か国すべてがWTO加盟国であり、後発 開発途上国であり知的財産法が未整備のミャンマーを除 き、知的財産権に関する法律は存在します。しかしながら、 TRIPS協定を最低限満たすだけでは、知的財産権の保護水 準が十分であるとはいえません。また、アセアン域内では 相当の市場規模があるものの、各国で知的財産を保護しよ うと思うと各国ごとに手続を行わなければなりません。各 国で制度や運用が異なると手続の負担が大きく、費用もか かります。

審査体制が十分でなく、出願から登録まで時間がかかる 点も大きな課題です。また、法の実際の運用については不 透明な部分が多く、特に侵害行為に対する救済措置の運用 が十分でないと言われています。アセアンでは、いわゆる 模倣品の多くは中国からの輸入によるものと言われてお り、税関による差し止めなど、国境措置の強化が求められ ています。

知的財産制度を担う裁判所、税関等の政府職員に対する 知的財産制度の理解も十分であるとは言えません。また、 いくつかの国では代理人(弁理士)の質が十分でないとも 言われています。さらに、一部の国は、権利クレームが掲 載された公報が存在しない、英語での検索機能を提供して いない、特許分類等の情報に欠落があるなど、アセアンの 権利情報を簡易に確認するためのインフラが整っていない という課題もあります。これらの課題は、今後我が国企業 等がアセアンに進出するにあたっての障害になり得るもの ですので、アセアンにとってのメリットを説明しつつこれ ら課題の改善を働きかけていく必要があります。それと同 時に、我が国が豊富に有する知的財産制度運用に関する知 見をアセアン各国と共有することで、アセアン各国の知的 財産制度に関する能力向上を促していくことも重要です。

4. JPOのアセアンに対する取組

上述のような、法制度や審査体制を含めた運用面に対す る課題に対処するため、JPOは知的財産の専門家の派遣や 各種研修の提供など様々な形態を通じて、アセアンに対す る支援・協力を積極的に推進してきました。

加えて、2013年には、新興国に対する知的財産の取り 組みについて日本政府の大きな方針が示されました。「日 本再興戦略—JAPAN is BACK—」では、知的財産戦略を推 進する取り組みの一環として、新興国を含めたグローバル な権利保護・取得の支援を進めていくことが示されまし た。また、「知的財産に関する基本方針」では、我が国の知 的財産システムの新興国への浸透が目標に掲げられまし た。これには、審査プラクティスの調和など、我が国企業 等がアジア新興国で我が国と同様の感覚で知的財産権を取 得できる環境を構築することが含まれています。

以下、JPOの取り組みとともに、これら日本政府の方針 を踏まえた今後の協力の方向性を紹介します。はじめに招 へい研修、専門家派遣等の人材育成協力全般について紹介 した後、各国との協力および地域的な協力を紹介します。 アセアンに対する協力は、地域的な協力と各国との個別協 力に大別されます。地域的な協力は、発展段階に差がある ことを認めつつも経済統合を目指すアセアンに対する協力 で、アセアン知的財産権行動計画2011-2015の達成に 向けた協力を中心としたものになります。他方、各国との 個別協力は各国に特有の課題を解決するための協力が中心 となります。

4.1 人材育成協力等

IPOは、アセアンに対して、知的財産の制度・運用の向 上のため、世界知的所有権機関(WIPO; The World Intellectual Property Organization)や独立行政法人国際協 力機構 (JICA; Japan International Cooperation Agency) と も協力し、技術協力や人材育成支援等を通じて積極的に支 援してきました。

4.1.1 招へい研修

JPOは、1996年度から2012年度までに、アセアンか らの招へい研修生を2400人以上受け入れています。中国

図9 招	へい研修フ	゚゚ログラ゙	ムとその実績
------	-------	--------	--------

2012年度に研修を実施したコース
情報化コース
審査(中上級)コース
執行コース
審査(初級)コース
行政コース
特定技術コース
APEC特許審査実務コース
アセアン知財保護コース
マレーシア特許専門コース
IPトレーナーズコース
知財保護実務者コース
特許専門コース
知財保護法律家コース
ベトナム力ウンターパート研修

招へい研修の実績(1996~2012年度)					
国名	計				
インドネシア	561				
マレーシア	372				
フィリピン	402				
タイ	489				
ベトナム	453				
シンガポール	3				
フルネイ	4				
カンボジア	66				
ラオス	63				
ミャンマー	36				
中国	710				
インド	205				
その他	623				
総計	3987				



からの研修生が最も多いですが、アセアン各国は中国に続 き、インドネシア(561名)、タイ(489名)、ベトナム(453 名)が上位となっています。研修コースとしては、特許審 査の初級・中上級コース、特定技術分野コースなどの知的 財産庁職員向けに関するものから、執行機関職員向けのも の、実務者や法律家向けのものなど様々なプログラムを提 供しています。この中には3か月や6か月の長期にわたっ て日本に招へいし、日本の知的財産制度を学んでもらうプ ログラムも存在します。また、研修修了生で組織される同 窓会組織を通じて、我が国とアセアン各国との人的なネッ トワークの構築・維持に努めています。

4.1.2 専門家派遣

JPOは、JICAやWIPOを通じて、短期専門家/長期専門 家を数多く派遣し、行政能力の向上、ITインフラ整備、執 行能力の強化等に取り組んできました。現在は、インドネ シアとベトナムにJPO職員を長期専門家として派遣し、知 的財産権保護強化や執行強化のための協力を行っています。

JICA 長期専門家派遣 (JPO 職員) の例

- インドネシア (1994—)〈9名〉
 - :「工業所有権行政改善プロジェクト(2005年から 2010年)」、「知的財産権保護強化プロジェクト(2011 から2015年)」等
- マレーシア (2007-2010)〈1名〉
 - : 「知的財産権人材育成にかかるマレーシア知的財産公社 行政能力向上プロジェクト (2007年から2010年)」等
- ・フィリピン (1995-2003) 〈7名〉
 - :「工業所有権近代化プロジェクト」およびフォローアッ プ(1999年から2003年)等
- ・タイ(1993-2003)(10名)
 - :「工業所有権情報センタープロジェクト(1995年から 2000年) | 等
- ・ベトナム (1996—)〈11名〉
 - :「工業所有権業務近代化プロジェクト(2000年から 2004年)」、「知的財産権情報活用プロジェクト(2005 年から2009年)」、「知的財産権の保護および執行強化 プロジェクト (2012から2015年)」等

4.1.3 審査官派遣

JPOは、我が国の知的財産制度やその審査実務の浸透な らびに対象国の審査体制を強化することを目的として、今 年度から審査官をアセアン各国に派遣しています。特許審 **査官の採用を始めたシンガポールに特許審査官を派遣して** 我が国の審査実務を教えるとともに、ベトナムへは特許審 査官のみならず意匠・商標審査官を派遣しました。来年度 は、先方の要請に応じてさらに多くの国に対してこのよう な協力を行っていく予定です。

4.2 各国との協力

4.2.1 協力覚書

JPOは、協力覚書を通じた包括的な知的財産協力をいく つかの国と結んでいます。アセアンにおいては、2012年 2月にベトナム国家知的財産庁と、2012年7月にシンガ ポール知的財産庁と知的財産に関する協力覚書を締結し、 両国の経済発展に資する人材育成やIT協力を行っていま す。ベトナムに対しては、ベトナムにおける知的財産保護 の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、 知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材 育成を行っていく予定です。また、シンガポールに対して は、シンガポール知的財産庁を受理官庁とするPCT国際 出願の国際調査・国際予備審査の管轄化、知的財産に関す る普及啓発活動、知的財産専門家の交流、知的財産関連シ ンポジウムや研修プログラムの開催等を行っていく予定で す。上述の審査官派遣は、この協力覚書に基づく協力とし て実施されています。

4.2.2 審査協力 (PPH、PCT国際出願の国際調査・国 際予備審査の管轄化)

IPOは、主に先進国と締結していた PPH (特許審査ハイ ウェイ)をアセアン等新興国に拡大することで、JPOの審 査結果を受け入れてもらいやすい環境づくりを行っていま す。2013年11月現在、シンガポール、フィリピン、イ ンドネシアと PPH 試行プログラムを開始しており、2014 年1月からはタイともPPHの試行プログラムを開始する 予定です。

また、アセアン各国に出願されたPCT国際出願の国際 調査・国際予備審査を管轄する国の拡大を図り、現地に出 願されたPCT国際出願について質の高い我が国の審査結 果を提供する環境作りを行っています。現在、アセアンで は、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレー シア、インドネシアの知的財産当局が受理したPCT国際 出願に対する国際調査・国際予備審査を、出願人の選択に より IPOが行えるようになっています。

また、シンガポールとマレーシアからは、特許審査結果 を提出することにより簡易な手続きで特許可能となる修正 実体審査の対象知的財産庁としてJPOが指定されています。

4.2.3 ミャンマーに対する協力

ミャンマーには産業財産権の登録制度が実質的に存在し ません。我が国企業等はミャンマーに多大な関心を寄せて いますが、知的財産制度の不備はミャンマーに進出する際 の足かせになる可能性があります。そこでJPOはミャン マーの知的財産制度確立、特に知的財産法の制定や知的財 産庁の設立に向けた協力を行っています。2013年2月に は、ミャンマー科学技術大臣と特許庁長官との間でJPOが



JICA法整備支援プロジェクトによるミャンマー連邦法務 長官府知財セミナーの出席者

ミャンマー知的財産制度確立に向けた協力を行っていくこ とに合意しました。同年10月には、熊谷健一明治大学法 科大学院教授を座長とする官民合同の「ミャンマー知的財 産制度整備支援チーム」(支援チーム)を立ち上げました。 このチームは、ミャンマーの官民の知財関係者との対話等 を通じて、我が国が豊富に有する知的財産制度に関するノ ウハウを提供するとともに、ミャンマーにおける政策ブ レーンや実施体制の自立的発展に向けた支援の方策を検討 するためのチームです。独立行政法人国際協力機構(JICA) とも協力して、2013年には2回のダイアログをミャン マー側と行い、支援チームのメンバーも参加して活発な議 論が行われました。

また、日本政府は、JICAを通じてミャンマーに対して 数多くの技術協力を行っていますが、その一つに法整備支 援プロジェクトがあります。JPOは法整備支援プロジェク トとも連携して、知的財産法の制定に向けた協力を行って います。11月には、ミャンマーの法務長官府や最高裁判 所に対して知的財産制度の重要性を説明するためのセミ ナーを開催しました。

4.3 アセアンとの協力

4.3.1 日アセアン特許庁長官会合

JPOは、アセアン各国に対する二国間の支援を行ってき ましたが、アセアンへの我が国の関心の高まりを踏まえ て、2015年の経済統合を目標に掲げているアセアン全体 に対する支援を強化しています。

2012年2月には日アセアン特許庁長官会合を創設し、 第1回会合を東京で開催しました。第2回会合は同年7月 シンガポールで開催され、日アセアン間で知的財産に関す る協力覚書を締結するとともに、2012年度の日アセアン 知的財産権行動計画(アクションプラン)を定めました。 2013年4月には第3回の会合が京都で開催され、WIPO や東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)と協力し



2013年7月にタイで開催されたAWGIPC-JPOコンサルテーションミ ティングの様子

既存の協力

保護環境の底上げ基礎的な知的財産

人材育成協力

条約加盟支援

模倣品対策・普及支援

協力のさらなる推進

段階的に支援内容を拡大踏み込んだ支援など、連携や審査の実体面に国際ネットワークとの

IT化支援の強化

関係機関との協力強化 (ERIA、WIPO等)

審査の実体面に 踏み込んだ支援強化 (分類・PPH等)

アクションプラン2013-2014の主な項目

- ▶アセアン向けの招へい研修の実施
- ▶マドリッドプロトコルの実務研修
- ▶模倣品対策マンガのアセアン各国語翻訳と配布(WIPOと協力)
- ▶産業財産権を活用したアセアン中小企業の成功事例集作成(WIPOと協力)
- >WIPOと協力した知財インフラ整備支援 (アセアンとの審査情報を共有するためのプロジェクトの開始)
- ▶知財制度整備によるアセアン経済への影響についての研究を ERIAに対して提案
- ▶特許審査ハイウェイ (PPH) や特許分類・特許サーチに関するセミナー開催
- ▶マドリッドプロトコルの実務研修(前掲)

図10 日アセアン知的財産権行動計画の概要



たアセアン支援の強化、アセアンと審査情報を共有するた めのIT化支援の強化、審査の実体面に踏み込んだ支援強 化を含む2013年度の行動計画を採択しました。

また、実務レベルでは、JPOはAWGIPCと定期的に会合 を持ち、アセアンへの知的財産協力について議論してい ます。

今後も日アセアン特許庁長官会合のハイレベルの枠組み を活用し、後述するアセアンとの審査関連情報の共有やア セアンの知的財産情報整備を含め、アセアンにおいて十分 に知的財産が保護されるための環境作りに向けた取り組み を行っていきます。

4.3.2 アセアン知財庁シンポジウム

日本で開催される日アセアン特許庁長官会合にあわせて、 アセアン各国の知的財産制度の現状や制度改善に向けた取 り組みについて紹介するためのシンポジウムを開催しまし た。2013年に京都で開催されたシンポジウムでは、アセア ン経済統合に向けた知的財産に関する取組、アセアン各国 での普及啓発に関する取組やアセアン各国からの我が国の 産業界に対する期待について活発な議論が行われました。



アセアン特許庁シンポジウム2013

4.3.3 ERIA との協力

東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)は、東ア ジア経済統合推進のため、政策研究・政策提言を行う国際 的機関で、2008年6月3日に正式設立されました。参加 国はアセアン10か国と日本、中国、韓国、インド、豪州、 NZのあわせて16か国であり、アセアン事務局と密接な関 係を持っています。

アセアン地域における経済成長のための知的財産の重要 性について研究し、その成果を各国政府の知的財産の取り 組みにつなげていくために、IPOはERIAを活用していく 予定です。2012年度、JPOとアセアン各国の知的財産庁 は、ERIAに対し、日本の中小企業の知的財産活用による 成功事例についての調査の共同提案を行いました。2013 年度以降は、知的財産制度整備によるアセアン経済への影

響や、アセアン地域における模倣品が経済に与える影響に ついての研究を行っていく予定です。

4.3.4 アセアンとの審査関連情報の共有

JPOは、日米欧中韓の五大特許庁 (IP5) の枠組みにおい て、各庁の審査経過や審査結果等の審査関連情報(ドシエ 情報)をワンストップで取得することを可能とする「ワン ポータルドシエ (OPD)」の開発をリードしてきました。そ して、この五庁のOPDは、本年7月に五庁間で稼働を開 始されました。

OPDは、五庁の「グローバルドシエ構想」の下、更なる 発展が期待されています。「グローバルドシエ構想」とは、 ドシエ情報の一括取得のみならず、特許出願に関するあら ゆる情報へのアクセスや特許出願に係る手続を可能とする グローバルなITインフラを構築しようというビジョンです。

JPOはWIPOと協力して、五庁OPDの五庁以外の特許庁 への拡張に向けた取り組みを進めています。WIPOは豪 州・英国・カナダが利用している CASE (Centralizes Access to Search and Examination) と呼ばれる審査情報共有シス テムを有し、このシステムへの参加をアセアン各国に促す とともに、必要なIT協力を行っていく予定です。アセア ン各国がこのシステムに参加することで、IPOを含めた各 国知的財産庁の審査情報がワンストップで閲覧可能とな り、アセアン各国で効率的な審査が行われることが期待さ れます。

2013年には、WIPOと協力して、ドシエ情報の共有が 特許審査の質の向上、迅速化の上でいかに重要であるかの 理解を深めるため、アセアン域内知的財産庁を対象とした ワークショップを開催しました。今後は、ドシエ共有シス テムの参加に必要なITシステムをアセアン各国の特許庁 が有しているのか調査を行い、その結果をもとにアセアン 域内特許庁に対して必要なシステム開発支援を行っていく 予定です。

4.3.5 アセアンの知的財産情報整備

アセアン各国に我が国企業等が進出するに際し、その国 でどのような特許権・商標権が有効に存在しているかは大 きな関心事項の一つです。有効な権利調査を実施するため には、書誌事項、権利クレームを含んだ公報が重要な役割 を果たしますが、アセアン各国ではその情報が容易には入 手できない状態です。また、特許分類が付与されていない 公報が散見されるなど、アセアン各国知的財産庁における 知的財産情報の管理は十分であるとはいえません。

そこで、アセアン各国の知的財産情報の整備状況、及び その運用を調査したうえで、公報の電子化協力や電子化さ れた公報関連データの整理、公報の機械翻訳など、知的財 産制度の透明化向上を目指した支援を行っていくことを検 討しています。

①迅速かつ的確な知的財産権の保護の確保

- ・修正実体審査制度の所定庁に日本特許庁を追加(シンガポール)
- ・日本の審査結果の提出による早期審査制度の導入(インドネシア、マレーシア、タイ)
- ・優先審査制度の導入(マレーシア、ベトナム)
- ・外国周知商標の保護(インドネシア、マレーシア、タイ)
- ・部分意匠制度の導入(インドネシア、ペルー)

②手続の簡素化・透明性向上

- ・公証義務の原則禁止(インドネシア、フィリピン、ベトナム)
- ・特許出願日から18月後の出願公開制度の導入(マレーシア)
- ・複数の出願をまとめて委任できる包括委任状制度の導入(インドネシア、ベトナム)

③エンフォースメントの強化

・刑事罰対象権利の拡大 (TRIPS 協定:商標・著作権→知財全般)

(インドネシア、フィリピン、タイ)

・税関差止め対象の拡大(TRIPS協定:商標・著作権→特許・実用新案・意匠を追加)

(フィリピン)

- ・侵害物品の荷受人・輸入者の名称・住所の権利者への通報義務化(マレーシア、タイ)
- ・侵害物品積み戻し禁止対象の拡大(TRIPS協定:商標→著作権を追加)

(インドネシア、マレーシア、タイ)

図11 経済連携協定の主な成果(知的財産分野)

4.4 経済連携協定

日本政府は、アセアンの多くの国と経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) 交渉を通じて 知的財産の制度・運用の向上を働きかけてきました。現在 までにアセアンではシンガポール、インドネシア、マレー シア、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナムの7カ国と 経済連携協定を締結しています。このうち、シンガポール とブルネイを除く5カ国では知的財産に関する独立した章 が設けられ、迅速かつ的確な知的財産権の保護の確保、手 続の簡素化や透明性の向上、エンフォースメントの強化に 関する規定が盛り込まれています。

また、日一アセアンの間でも2008年に包括的経済連携 協定が締結されました。現在は、RCEP(アールセップ)と 呼ばれる新たな枠組みが検討されているところです。アセ アンは日本のほか、中国・韓国・インド・豪州及びニュー ジーランドと同様の経済連携協定を締結しており、RCEP はこの個別の協定を拡大する形でアセアン10カ国にこれ ら6カ国を加えた枠組みを目指すものです。

5. おわりに

アセアンの特徴は、発展段階やたどってきた歴史が異な る10か国が存在する一方で、経済統合という野心的な目 標を掲げている点です。我が国企業等が抱える課題を解決 するための協力を行っていく際には、この特徴を理解する ことが重要です。例えば、知的財産制度についての理解が 進んでいないミャンマー、ラオス、カンボジアには、まず なぜ知的財産制度が必要で、それが各国の経済発展にどう

つながり、そのためには審査を行って要件を満たしたもの のみを登録すべきという点を、知的財産制度を知らないと いう前提で丁寧に説明する必要があります。また、特許審 査官の採用を開始したシンガポールは英国の影響を強く受 けているので、我が国の審査実務について理解を深めても らうには英国あるいは欧州の実務と我が国の実務を比較し て説明することが効果的です。

特許庁職員や弁理士、企業の知的財産関係者等、我が国 の知的財産制度について詳しい人同士で会話する際は、両 者に我が国の制度に関する共通の認識があり、その認識の もと説明を意識的にあるいは無意識に割愛してしまうこと が通常だと思います。しかしながら、アセアンを含めた他 国に対して説明する際には、我が国の知的財産制度を相対 化して、つまり他国と比べてどうなのか、なぜ我が国はこ のような制度をとっているのかを説明をすることが相手側 の理解を助けることになります。

また、経済統合と関連してアセアンは「アセアン知的財 産権行動計画 2011 ─ 2015」を掲げています。この行動計 画に掲げられた項目に整合する協力を行いながら制度運用 の改善を促していくことは、アセアン側のニーズに合うも ので、ウインーウインの協力となります。

法整備支援の分野は、欧米諸国が自国の制度を浸透させ るために昨今力を入れている分野です。知的財産制度に関 しても例外ではありません。我が国においても我が国企業 等の経済活動がグローバル化するなか、国内だけでなく国 外の知的財産制度を我が国企業等が使いやすいように整備 していくことが重要になってきています。長年の人材育成 等の協力を通じて、我が国の審査官や審査結果、あるいは JPOに対するアセアン各国の信頼を構築してきました。日



本の制度や運用を説明して浸透を図っていくためには言語 の問題を含めいくつもハードルがありますが、日本のメ リットを活かしつつ我が国企業等の経済活動をサポートし ていくための協力を今後も行っていく予定です。本稿が急 激に変わりつつあるアセアンおよびアセアンの知的財産制 度に対する理解の一助となれば幸いです。

(参考資料)

- ・外務省アセアンウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/
- ・法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(外務省) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/ hoshin 1305.html
- ・国際協力部による法整備支援活動 (法務省) http://www.moj.go.jp/housouken/houso_lta_lta.html
- · Peter Church, A Short History of South-East Asia (5th ed.)
- · Japio YEAR BOOK 2013
- · ERIA, Mid-Term Review of the Implementation of AEC Blueprint: Executive Summary (2012)
- ・知的財産情報検索委員会第2小委員会「ASEAN特許調査に関 する研究 ―ASEAN特許情報の現状と課題―」(知財管理 2013年7月号1135)
- ・林いづみ「アジア圏における日系企業のための知財管理と契 約」(知財管理 2013年10月号1669)
- ・上田真誠「知的財産分野におけるアセアンとの新たな協力関 係 | (知財ぷりずむ2012年9月号)
- ・黒瀬雅志「アジアの知的財産制度の現状と課題 ―弁理士から 見たアジアの知的財産制度―」(特技懇No.243,3)
- ・天野斉「アセアンの知的財産事情」(特技懇No.243,48)
- ・井口雅文「タイの特許制度事情とその周辺」(特技懇 No.260.13)
- ・プラユーン・シャオワッタナー「タイにおける知的財産にか かる取組」(特許研究No.47 2009年3月,29)
- ・渡部俊也、豊崎玲子「ベトナムの知的財産制度の現状と展望」 (特許研究 No.47 2009年3月,48)
- ・大熊靖夫 「ASEAN諸国の知財状勢」(特許研究No.54 2012年 9月)
- ・井口雅文「タイにおける知的財産活動」(パテント Vol.64 No.8,24)

Profile

南 宏輔 (みなみ こうすけ)

特許庁総務部国際協力課地域協力室長

1993年特許庁入庁。事務機器、半導体露光、計測等の審査、審判 に従事するほか、調整課審査基準室、審判課審判企画室、調整課 審査企画室長等を経て、2013年1月より現職。

Profile

上田 真誠 (うえだ まさのぶ)

特許庁総務部国際協力課長補佐 (地域協力第一班長) 2003年特許庁入庁。流体機械、研削加工等の審査に従事するほか、 企画調査課を経て、2012年6月より現職。